

長野市被災地区移住補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、令和元年東日本台風（以下「東日本台風」という。）により被害を受けた地区における定住人口の減少によるコミュニティの維持等に係る課題を解消し、当該地域の活性化を図るため、当該地区外から当該地区に移住する者に対し、予算の範囲内で長野市被災地区移住補助金（以下「移住補助金」という。）を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地区 東日本台風により被害を受けた長沼地区及び豊野地区をいう。
- (2) 移住 本市以外の市区町村から被災地区内の対象住宅に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をし、かつ、同項の規定による転入の届出をすること又は本市の被災地区以外の地区から被災地区内の対象住宅に転居（住民基本台帳法第23条に規定する転居をいう。以下同じ。）をし、かつ、同条の規定による転居の届出をすることをいう。
- (3) 空地 東日本台風により被災し、本市による公費解体又は当該所有者等による自費解体をした住宅（市長が適当と認めるものに限る。）の敷地で、当該住宅の解体後に更地となっている宅地をいう。
- (4) 対象住宅 空地をその敷地として利用する住宅をいう。
- (5) 住宅契約日 対象住宅の建築又は購入に係る契約の日をいう。
- (6) 被災地区外の者 住宅契約日の1年3月前に当たる日から住宅契約日の前日までの間において、1年以上の期間継続して被災地区外に居住していた者をいう。

(交付対象者)

第3 移住補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 空地の取得又は賃貸借等により移住をする日から5年以上の期間継続して空地を利用することができること。
- (2) 住宅契約日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間にあること。
- (3) 被災地区外の者であること。
- (4) 対象住宅の引渡し及び対象住宅に係る登記が完了した後、遅滞なく移住をすること。
- (5) 移住をする日から5年以上継続して対象住宅に定住する意思を持つ者であること。
- (6) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第2項第1号又は第2号に規定する加算額に係る被災者生活再建支援金の支給を受けていないこと。
- (7) 移住の後、対象住宅が所在する地区の住民自治協議会その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている住民の自主的な団体が行

う活動に参加すること。

(8) 交付対象者及び交付対象者と対象住宅で同居する者（当該同居する者がいる場合に限る。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(9) 市税を滞納していないこと。

(10) その他交付対象者に係る要件として市長が必要と認めること。

（移住補助金の額）

第4 移住補助金の額は、100万円とする。ただし、被災者生活再建支援法第3条第2項第3号に規定する加算額に係る被災者生活再建支援金を受給した者は、当該加算額に相当する額を控除した額とする。

2 移住補助金の交付は、一の対象住宅につき1回限りとする。

（交付申請）

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市被災地区移住補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 長野市被災地区移住補助金確認書兼同意書兼誓約書（様式第2号）

(2) 住民票又は戸籍の附票の写しその他の第3第3号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類

(3) 対象住宅の建築又は購入に係る契約書の写し

(4) 空地の登記事項証明書（全部事項証明書とする。）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書及び関係書類の提出期限は、住宅契約日以後の日であって、市長が別に定める日までとする。

（交付の条件）

第6 規則第4条第2項の交付の決定に係る条件は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、規則第8条の規定により遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、規則第8条の規定により遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けること。

(3) 規則第15条の規定による市長からの報告の求め若しくは質問又はその他の移住補助金に係る市長の調査があった場合は、誠実に対応すること。

(4) 交付対象者及び交付対象者と対象住宅で同居する者が移住をした日から5年以内で対象住宅から転居又は転出をした場合は、遅滞なくその旨を市長に報告し、その指示を受けること。

（変更承認申請等）

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市被災地区移住補助金変更承認

申請書（様式第 3 号）及び変更内容を確認できる書類

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市被災地区移住補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）
（実績報告）

第 8 規則第 9 条に規定する実績報告書は、長野市被災地区移住補助金実績報告書（様式第 5 号）によるものとする。

2 規則第 9 条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書とする。）
(2) 住民票の写しその他の第 3 第 4 号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類
(3) その他市長が必要と認める書類

3 前 2 項に規定する実績報告書及び関係書類の提出期限は、市長が別に定める場合を除き、第 3 第 4 号の移住をした日から 30 日を経過した日又は移住補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（交付請求書）

第 9 規則第 12 条第 2 項に規定する請求書は、長野市被災地区移住補助金交付請求書（様式第 6 号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 規則第 13 条第 1 項各号に掲げるもののほか、市長は、交付対象者及び交付対象者と対象住宅で同居する者の全てが移住をした日から 5 年以内で対象住宅から転居又は転出をした場合は、やむを得ない理由があると市長が認める場合を除き、移住補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（補則）

第 11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 5 年長野市告示第 275 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 5 年度分予算に係る移住補助金から適用する。

附 則（令和 6 年長野市告示第 187 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 7 年長野市告示第 号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市被災地区移住補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請を行う者について適用し、同日前に交付申請を行った者については、なお従前の例による。